

令和6年度障がい者団体活動支援事業助成金 実施要綱

1. 目的

近年の福祉活動の多様化に伴って、様々な障がい者(児)・関係団体の活動が展開されています。飯田市ボランティアセンターではその活動支援として、対象となる事業を実施する飯田市の障がい者(児)団体へ、福祉のみならず、教育、保健・医療をはじめ生活文化、環境保全等々の活動の支援を行います。

2. 実施主体 飯田市ボランティアセンター

3. 助成対象団体

飯田市内で継続的な活動をしている障がい者住民団体やボランティアグループ、障がい者支援団体。但し、公費及びその他の助成金を受けていない団体であり、サービス提供による利用料収入を得ていない団体であること。

4. 実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間

5. 助成金額

1団体 1事業 上限 5万円(千円未満切捨て。同一団体への複数助成は不可)

申請多数の場合、当該年度において実施する事業に対して要綱に基づき予算の範囲内で助成します。

申請書受理後の審査の結果、助成の対象とならない場合や、決算額が申請額を下回った場合は、その差額を返還いただきますのでご承知おきください。

6. 助成対象事業

①福祉または関連する保健、医療、教育等の分野における**当事者や関係者のための**事業であること、並びに**住民参加**による事業であること。

対象例…(1)講習会・研修会 (2)出版・啓発活動 (3)調査・研究活動 (4)当事者支援活動

※領収書がとれない旅費交通費は10円/キロ、コピー代及び印刷費については、片面1枚5円、現像代は1枚30円で計上してください。

②令和6年4月から令和7年3月末日までに実施完了できる事業であること。

なお、当会助成金の申請をされる団体は、飯田市ボランティアセンター登録団体ボランティア活動支援事業助成金の申請、他団体等への助成を受けられる団体は申請できませんのであらかじめご了承ください。

7. 助成対象外経費

団体の運営費(例:団体スタッフの交通費、団体が使用するパソコン等の経費)、人件費、飲食に関わる費用

8. 提出書類

- ①障がい者団体活動支援事業助成金申請書(様式第1号)
- ②総会資料等、団体の活動がわかる資料
- ③障がい者団体活動支援事業確認書(●別紙)

9. 申請期間 5月15日(水) 必着

10. 決定・助成の流れ

- ①ボランティアセンターにおいて、助成団体・金額を決定します。
- ②決定団体には、決定金額に基づいて、決定通知書(様式第2号)にて通知し、あわせて概算払い請求書(様式第3号)と実績報告書(様式第4号)を送付いたします。
- ③決定通知書(様式第2号)が届きましたら、障がい者団体活動支援事業助成金概算払請求書(様式第3号)を提出してください。
- ④事業終了後、障がい者団体活動支援事業助成金実績報告書(様式第4号)を飯田市ボランティアセンターまで提出してください。提出期日は、**事業終了後30日を経過した日**、あるいは当該年度の**3月末日**のいずれか早い時期に提出してください。

※助成金のお支払いは、**請求書(様式第3号)の提出後**になります。また、助成金については口座振込みとしますので、貴団体の指定振込口座(ゆうちょ銀行口座可)をご記入下さい。